

2024年3月13日

ご投資家の皆さまへ

明治安田アセットマネジメント株式会社

欧州厳選株式ファンド

信託終了（繰上償還）に係る書面決議の結果に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、追加型証券投資信託 欧州厳選株式ファンド（以下「当ファンド」ということがあります。）につきまして、2024年2月16日現在の受益者の皆さまを対象に、この信託終了（繰上償還）に関して、投資信託約款の規定に基づき書面による決議を行いました。

この結果、本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の三分の二以上の賛成をもって可決されましたので、予定通り2024年4月8日をもって信託終了（繰上償還）を行います。

<繰上償還決定から償還までの運用について>

当該償還の日までの運用におきましては、繰上償還（信託終了）に向けて、組入資産の売却を行い資金化を図ってまいります。繰上償還決定から償還まで基準価額は変動いたしますが、繰上償還決定後は段階的に組入資産の資金化を進めてまいりますので、基準価額は投資対象資産の変動を反映しにくくなります。また、売却完了後は、基準価額は投資対象資産の変動を反映しなくなりますので、ご注意ください。

受益者の皆さまにおかれましては、当ファンドをご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

今後とも、何卒当社投資信託をお引立て頂きますようお願い申し上げます。

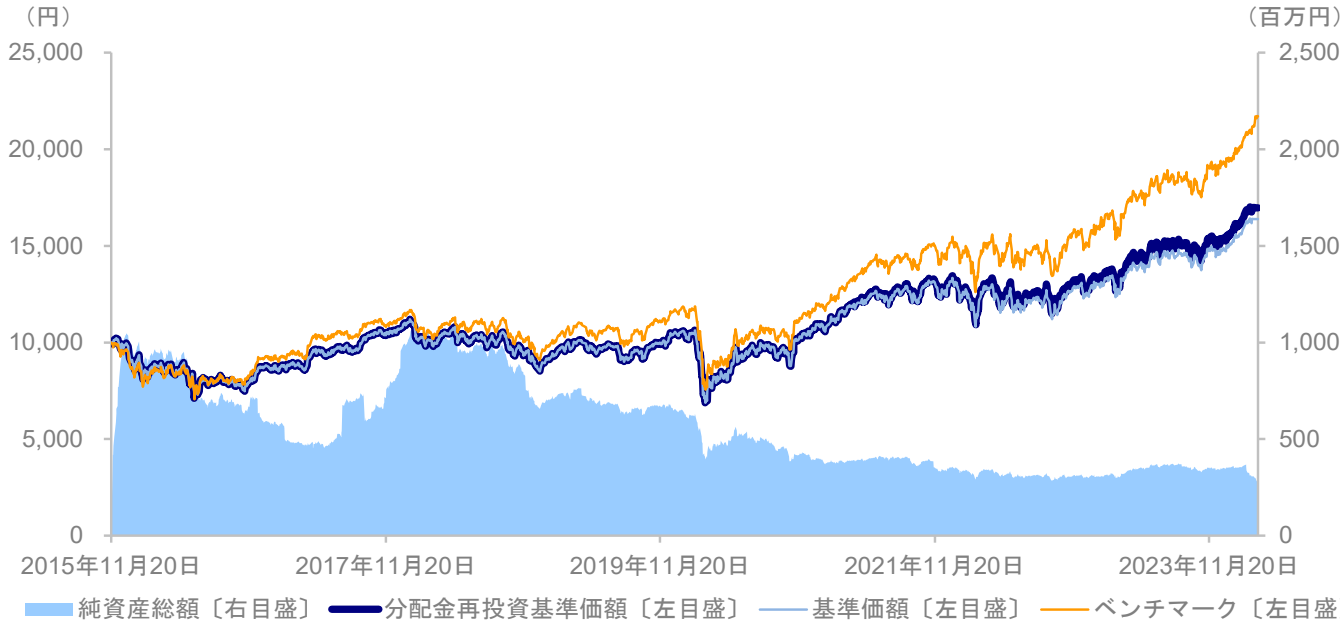
敬具

欧州厳選株式ファンド

《愛称》 欧州夢紀行

追加型投信／海外／株式

基準価額と純資産総額の推移



※ ベンチマーク(MSCIヨーロッパ指数(配当込み、円換算ベース))は設定日前日を10,000として指数化しています。
※ 分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

ファンド概況

【概要】

| | |
|-------|------------------------------|
| 設定日 | 2015年11月24日 |
| 信託期間 | 2015年11月24日から2024年4月8日(繰上償還) |
| 決算日 | 毎年4月9日 (休業日の場合は翌営業日) |
| 信託報酬率 | 後記の「ファンドの費用・税金」参照 |

【基準価額および純資産総額】

| | 2024年2月末 | 2024年3月末 |
|------------|----------|----------|
| 基準価額(円) | 16,239 | 16,392 |
| 純資産総額(百万円) | 329 | 271 |

【信託財産の状況】

| | 2024年2月末 | 2024年3月末 |
|---------|----------|----------|
| 外国株式 | 97.2% | — |
| 株式先物 | — | — |
| 短期金融資産等 | 2.8% | 100.0% |
| 組入銘柄数 | 56 | — |

※ 上記比率はマザーファンドへの投資を通じた対純資産総額比です。

【基準価額の騰落率】

| | ファンド | ベンチマーク | 差 |
|-------|--------|---------|---------|
| 1カ月前比 | 0.94% | 4.26% | △3.32% |
| 3カ月前比 | 10.69% | 12.17% | △1.48% |
| 6カ月前比 | 14.54% | 19.21% | △4.67% |
| 1年前比 | 24.46% | 30.52% | △6.06% |
| 3年前比 | 44.01% | 66.78% | △22.77% |
| 設定来 | 69.78% | 117.15% | △47.37% |

※ 基準価額の騰落率は分配金再投資基準価額で算出しています。

※ ベンチマークは、MSCIヨーロッパ指数(配当込み、円換算ベース)です。

【分配金の実績】

| 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | — | — | 設定来 累計 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---|---|-----------|
| '16年4月 | '17年4月 | '18年4月 | '19年4月 | '20年4月 | '21年4月 | '22年4月 | '23年4月 | — | — | |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100 | 210 | 140 | — | — | 450 |

※ 分配金は、10,000口あたりの税引前の金額(円) ※分配金は増減したり、支払われないことがあります。

欧州厳選株式ファンド

《愛称》 欧州夢紀行
追加型投信 / 海外 / 株式

市場動向・運用経過について

〈市場動向〉

欧州株式相場において、英国FTSE100、フランスCAC40、ドイツDAXは上昇しました。ECB(欧州中央銀行)が年内に複数回の利下げを行うとの見方に加え、スイス中央銀行が他の中央銀行に先駆けて利下げを決定したことも支援材料となり、堅調に推移しました。ユーロは対円で前月末比ほぼ同水準となりました。上旬はECB理事会で物価見通しが引き下げられ、早期の利下げ観測が強まったことや、日銀による金融政策の正常化を意識した円を買う動きから下落しました。その後、日銀金融政策決定会合ではマイナス金利の解除が発表されましたが、緩和的な金融政策の長期化観測を背景とする日欧金利差の拡大が続くとの見方が強まり、上昇しました。ポンドは、対円で前月末比上昇(円安ポンド高)しました。BOE(イングランド銀行)の金融政策委員会において政策金利の現状維持が決定されましたが、前回会合において利上げを支持していた委員が今回は現状維持支持に回ったことを受け、市場では早期の利下げ観測が高まり、ポンドが対米ドルで売られました。一方で、円が対米ドルで下落したため、対円では上昇しました。

〈運用経過〉

繰上償還決定後マザーファンドの売却を実施し、安定運用に切り替えました。

■ ファンドの目的

欧州厳選株式ファンドは、明治安田欧州株式マザーファンドへの投資を通じて、欧州の株式を主要投資対象とし、中・長期的な運用を行います。

■ ファンドの特色

- ◆ MSCIヨーロッパ指数をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。

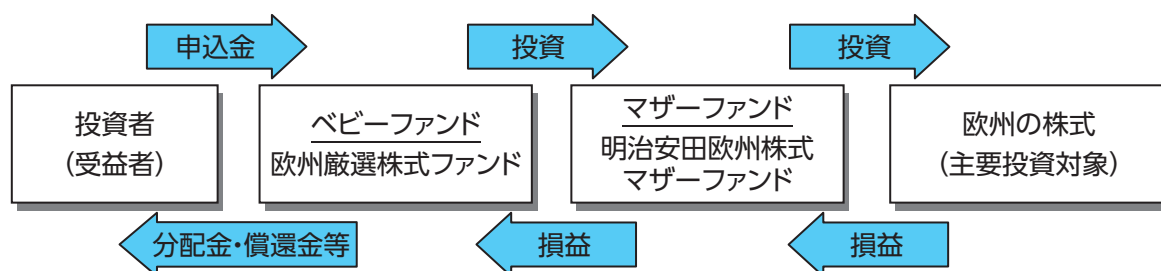
※MSCIヨーロッパ指数は、欧州諸国企業の株価から構成される指数(インデックス)です。

MSCIインデックスは、MSCI Inc.の知的財産であり、MSCIはMSCI Inc.のサービスマークです。MSCIインデックスに関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いてインデックスの全部または一部を複製、頒布、使用などすることは禁じられております。またこれらの情報は、信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

- ◆ マザーファンドにおける欧州主要国の株式等の運用指図に関する権限は、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。
- ◆ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。
ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- ◆ 組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。

■ ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

【投資リスク】

■ 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

| | |
|---------|---|
| 株価変動リスク | 株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 |
| 為替変動リスク | 外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 |
| 信用リスク | 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。 また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。 |

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

【投資リスク】

■ その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。
 投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
 分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

【手続・手数料等】

■ お申込みメモ

| | |
|-------------------|--|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。 |
| 購入代金 | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。 |
| 申込締切時間 | 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。 |
| 購入・換金申込不可日 | ロンドンの証券取引所が休業日の場合は、購入・換金の申込みの受付を行いません。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。 |
| 信託期間 | 2015年11月24日から2024年4月8日まで(繰上償還) |
| 繰上償還 | 委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 |
| 決算日 | 毎年4月9日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社へお問い合わせください。 |
| 信託金の限度額 | 5,000億円 |
| 公 告 | 原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 https://www.myam.co.jp/ |
| 運用報告書 | 決算時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。 |
| 課 税 関 係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ※当ファンドは、 NISAの対象外 です。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。 なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更されることがあります。 ※上記は2024年1月1日現在のものです。 |

【手続・手数料等】

■ ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|--------|--|
| 購入時手数料 | 購入価額に、 3.3%(税抜3.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細についてはお申込みの各販売会社までお問い合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。 |
|--------|--|

| | |
|---------|--------|
| 信託財産留保額 | ありません。 |
|---------|--------|

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | |
|--|---|
| | ファンドの純資産総額に対し、 年1.87%(税抜1.7%) の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。 |
|--|---|

<内訳>

| 配分 | 料率(年率) |
|------|----------------------|
| 委託会社 | 0.935%(税抜0.85%) |
| 販売会社 | 0.825%(税抜0.75%) |
| 受託会社 | 0.11%(税抜0.1%) |
| 合計 | 1.87%(税抜1.7%) |

運用管理費用
(信託報酬)

<内容>

| 支払い先 | 役務の内容 |
|------|---|
| 委託会社 | ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類(目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等)の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価 |
| 販売会社 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 |
| 受託会社 | ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |
| 合計 | 運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率 |

【手続・手数料等】

| | |
|--------------------------|---|
| <p>運用管理費用 (信託報酬)</p> | <p>※ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドに対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける運用管理費用(信託報酬)の中から支払われ、その報酬額は純資産総額に対し、以下の通り算出した額とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. マザーファンドの平均純資産総額*が100億円以下の場合、年0.5%の率を乗じて得た金額のうち当ファンドにかかる金額。 2. マザーファンドの平均純資産総額が100億円超の場合は、次の通り按分し算出して得た金額のうち当ファンドにかかる金額を合計したものとします。 マザーファンドの平均純資産総額100億円以下に対応する部分は、年率0.5% マザーファンドの平均純資産総額100億円超に対応する部分は、年率0.45% <p>*マザーファンドの平均純資産総額とは、当該マザーファンドの毎計算期間を、最初の6ヵ月間と後半の6ヵ月間とに区分し、それぞれの期間における当該マザーファンドの毎日の信託財産の純資産総額を合計した金額を当該運用日数(休日を含む)で除して得られる額です。</p> |
| <p>その他の 費用・手数料</p> | <p>信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.011%(税抜0.01%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。</p> <p>※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。</p> |

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

【手続・手数料等】

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期 | 項 目 | 税 金 |
|------------------|--------------|--|
| 分配時 | 所得税及び 地方税 | 配当所得として課税します。 普通分配金に対して…………… 20.315% |
| 換金(解約)時 及び償還時 | 所得税及び 地方税 | 譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して… 20.315% |

- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。
- ※法人の場合については上記とは異なります。
- ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

欧州厳選株式ファンド 〈愛称〉欧州夢紀行

【委託会社その他の関係法人の概要】

- 委託会社（委託者） 明治安田アセットマネジメント株式会社
ファンドの運用の指図等を行います。
- 受託会社（受託者） みずほ信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- 投資顧問会社 ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド
- 販売会社 以下の【販売会社一覧】をご覧ください。

【販売会社一覧】

■お申込み・投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

| 販売会社名 | 登録番号 | 加入協会 | | | | | 備考 |
|---------------------------|--------|---------------|---------------------|------------------------|---------------------|------------|----|
| | | 日本証券業協会 | 一般社団法人 日本投資顧問業協会 | 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会 | 一般社団法人 金融先物取引業協会 | 日本商品先物取引協会 | |
| 銀行 | | | | | | | |
| 株式会社みずほ銀行（インターネットバンキング専用） | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第6号 | ○ | | ○ | ○ | |

投資信託ご購入時の注意事項

- ファンドの取得のお申込みを行う場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず投資信託説明書(交付目論見書)で内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。
- 投資信託の信託財産に生じた利益および損失はすべて投資家の皆さまに帰属します。
- 投資家の皆さまの投資元本は金融機関の預貯金と異なり保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込むおそれがあります。
- 投資信託への投資にあたっては、投資家の皆さまに、購入時手数料や信託財産留保額のほか、信託財産を通じて間接的に運用管理費用(信託報酬)、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等のコストをご負担いただきます。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

※当資料ご利用にあたってのご留意事項

- 当資料は、当ファンドの運用状況等をお知らせすることを目的に明治安田アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、今後予告なしに変更されることがあります。また、資金動向、市況動向等によっては、投資方針どおりの運用が行えない場合があります。
- 当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づいて作成しておりますが、正確性・完全性を保証するものではありません。

設定・運用 明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 405 号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会

フリーダイヤル 0120-565787

(営業日の午前 9:00～午後 5:00)

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>